

販売等がなされていない既存添加物に関する

消除予定添加物名簿に寄せられた申出について

平成 23 年 2 月

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

標記について、平成 22 年 5 月 18 日付けで官報に告示し、同日から平成 22 年 11 月 17 日まで、ホームページを通じて消除予定添加物名簿の訂正の申出の募集を実施いたしました。また、WTO 通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）第 7 条に基づく通報 G/SPS/N/JPN/255）により諸外国からの申出を募集したところ、37 品目について、消除予定添加物名簿からの削除の申出があり、内容を確認したところ、別添 1 に示す 25 品目について、申出に理由があると認められた。したがって、この 25 品目については消除予定添加物名簿から削除することとした。

なお、別添 2 に示す 55 品目（申出はあったが理由が認められなかった品目及び申出がなかった品目）については、既存添加物名簿から消除することとした。

(別添 1) 消除予定添加物名簿からの削除の申出があった品目のうち、添加物としての使用が確認された品目 (25 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	021	アラビノガラクトン	
2	070	カテキン	
3	100	キハダ抽出物	
4	113	グッタハンカン	
5	136	ゲンチアナ抽出物	
6	160	ゴム分解樹脂	
7	162	コメヌカ酵素分解物	
8	166	サトウキビロウ	
9	185	ジャマイカカシヤ抽出物	
10	187	焼成カルシウム	うに殻
11	212	ソルバ	
12	213	ソルビンハ	
13	233	チルテ	
14	235	ツヌー	
15	238	低分子ゴム	
16	248	動物性ステロール	
17	269	ニガーグッタ	
18	270	ニガヨモギ抽出物	
19	338	ベネズエラチクル	
20	359	マッサランドバチョコレート	
21	360	マッサランドババラタ	
22	405	リンターセルローズ	
23	410	レッチェデバカ	
24	411	レバン	
25	416	ロシディンハ	

(別添2) 既存添加物名簿から消除する品目 (55品目)

	既存添加物番号	名称	詳細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	023	アルカネット色素	
3	028	アロエベラ抽出物	
4	037	イモカロテン	
5	044	エゴノキ抽出物	
6	046	エラグ酸	
7	049	オキアミ色素	
8	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	054	オリゴグルコサミン	
10	061	カカオ炭末色素	
11	065	ガストリックムチン	
12	072	カニ色素	
13	094	キダチアロエ抽出物	
14	116	グリーンタフ	
15	133	クワ抽出物	
16	140	酵素処理カンゾウ	
17	141	酵素処理チャ抽出物	
18	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
19	155	コーパル樹脂	
20	156	コバルト	
21	165	ササ色素	
22	171	サンダラック樹脂	
23	180	シコン色素	
24	193	スクレロガム	
25	197	スフィンゴ脂質	ウシの脳
26	203	セサモリン	
27	205	セスバニアガム	
28	214	L-ソルボース	
29	226	タンニン(抽出物)	クリの渋皮 タマリンドの種子
30	227	ダンマル樹脂	
31	231	チャ種子サポニン	
32	244	電気石	

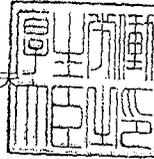
33	249	ドクダミ抽出物	
34	258	トリアシルグリセロールリパーゼ	
35	268	ニガキ抽出物	
36	271	ニストース	
37	273	ニューコウ	
38	275	ニンニク抽出物	
39	281	パフィア抽出物	
40	288	ヒキオコシ抽出物	
41	295	ヒメマツタケ抽出物	
42	296	ピメンタ抽出物	
43	331	ヘスペレチン	
44	335	ベニノキ末色素	
45	339	ペパー抽出物	
46	348	ホウセンカ抽出物	
47	349	ホコッシ抽出物	
48	372	メチルチオアデノシン	
49	377	モウソウチク炭抽出物	
50	385	モリン	
51	386	モンタンロウ	
52	388	油煙色素	
53	389	ユーカリ葉抽出物	
54	412	レモン果皮抽出物	
55	419	ワサビ抽出物	

厚生労働省発食安0207第1号
平成 23 年 2 月 7 日

既存添加物の規格基準の削除に関する
薬事・食品衛生審議会への諮問について

薬事・食品衛生審議会
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 既存添加物2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格の削除について
2. 既存添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造基準からの削除について

1. 概 要

「食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律」（平成7年法律第101号。以下「改正法」という。）附則第2条の3の規定に基づき「既存添加物名簿」（平成8年厚生省告示第120号）から削除される添加物のうち、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）において規格基準が定められているものについて、同規格基準を削除することにつき食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づき薬事・食品衛生審議会に諮問するもの。

2. 背 景

改正法附則第2条の3第1項の規定により、厚生労働大臣は、「既存添加物名簿」にその名称が記載されている添加物について、その販売等の状況からみて、当該添加物等が販売の用に供されていないと認めるときは、当該添加物の名称を記載した表（以下「消除予定添加物名簿」という。）を作成することができることとされており、同条第2項の規定に基づき、平成22年5月18日に「消除予定添加物名簿」（80品目）を公示した。

同条第3項の規定により、何人も「消除予定添加物名簿」に関し、訂正する必要があると認めるときは、公示の日から6月以内に限り、その旨を厚生労働大臣に申し出ることができることとされており、平成22年11月17日までホームページ、WTO 通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）第7条に基づく通報（G/SPS/N/JPN/255）等を通じて「消除予定添加物名簿」の訂正の申出を募集したところ、37品目について「消除予定添加物名簿」からの削除の申出があった。これらを精査したところ、25品目について申出に理由があると認めたことから、当該25品目を「消除予定添加物名簿」から消除し、残りの55品目を「既存添加物名簿」から消除することとした。

これに伴い、消除予定の55品目のうち、「食品、添加物等の規格基準」において成分規格が定められている2品目及び製造基準が定められている3品目について、当該規格又は基準を削除する必要があるため、当審議会に諮問するものである。

3. 改正の内容

今回、既存添加物2品目の成分規格及び3品目の製造基準の削除について御審議いただくものである。

○成分規格の削除

- ・N-アセチルグルコサミン
- ・ダンマル樹脂

○製造基準の削除

- ・ニンニク抽出物
- ・ペパー抽出物
- ・ワサビ抽出物

4. 今後の予定

平成23年2月	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会
平成23年3月	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で文書配布 薬事・食品衛生審議会答申
平成23年4月	「既存添加物名簿」及び「食品、添加物等の規格基準」の改正